

蓮田市の後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市（以下「市」という。）以外のものが主催する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の行事（以下「行事」という。）に対して、市が後援をすることに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において後援とは、行事の趣旨に賛同し、その開催について後援の名義使用の承認をもって援助することをいう。

(審査基準)

第3条 市が後援をすることができる行事は、市の方針に合致し、市の施策の推進に寄与するものと認められる事業とする。

2 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市は、後援をしないものとする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 私的な利益を目的とするもの
- (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) その他市が後援をすることが適当でないもの

(承認の手続等)

第4条 市の後援を受けようとするものは、様式第1号の蓮田市の後援に係る承認申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 定款、会則等その団体の概要を示す書類
- (2) 事業計画書等行事の目的、内容等が詳細に分かる書類
- (3) 行事に係る収支予算書
- (4) その他参考となる書類

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査し、市の後援の承認をするときは様式第2号の蓮田市の後援に係る承認通知書により、承認をしないときは様式第3号の蓮田市の後援に係る不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 前条の規定により、市の後援の承認を受けたものが承認の内容等に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

(事業実績報告書)

第6条 市の後援の承認を受けたものは、その行事が終了したときは、速やかに様式第4号の蓮田市の後援に係る事業実績報告書に、行事に関する収支報告書その他実施状況がわかる書類等を添付して提出するものとする。

(適用除外)

第7条 国、県又は他の地方公共団体が主催する行事については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。